

千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金の方針（案）

◎ **二重線** の枠内に参考資料 1 の募集要項の内容を抜粋し、その趣旨を枠外で説明

【募集方針のポイント】

募集要項のうち、ポイントとなる以下の項目について、記載事項の趣旨をまとめた。

※ 参考資料 1 「募集要項」の目次からの抜粋

1	事業の目的・概要	1
3	補助の対象となる施設	1
4	補助の対象となる事業者	1
5	補助の対象となる事業	2
8	補助率・補助限度額	4
11	応募後のスケジュール	5
別紙	審査における着眼点	12

1 事業の目的・概要

環境省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」の採択を受け造成した基金を活用し、災害時に避難所等となる民間施設へ再生可能エネルギー設備や蓄電池などを導入するために必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付し、災害に強く低炭素なまちづくりをすすめるものです。

⇒【趣旨】「本市と同様な取組み」を促すことで、市の取り組みのサポートを期待。

3 補助の対象となる事業者

千葉市内所在の私立大学・私立短期大学

＜補助要件＞

- ・千葉市地域防災計画において規定する防災組織体制が確立していること。
- ・「災害時応援協定」を平成 27 年度中に締結していること。

※ 物資の支援や活動支援でなく、被災者の受け入れを行うこと。また、災害時の帰宅困難者支援施設や津波一時避難施設などの一時的な避難施設としての締結ではなく、数日間程度の一定数の避難者の滞在を予定している施設が対象となります。

⇒【趣旨】活動主体への学生の参画や設備活用の広がりを期待し大学等を選定。地元の活動に新たな活動体（学生などの新居住者）の参入を促すことで防災活動面でも学生の力が発揮されること及び若者との交流や地域定着なども期待。

4 補助の対象となる施設

補助対象事業者が所有又は管理する施設で以下の要件を満たす施設であること

<対象要件>

- ・設備の設置後も十分な耐震性を有する施設であること
- ・設置設備が地震や風雨等により、転倒や落下するおそれがないこと
- ・災害時においても設置設備の管理が可能となる配置ができること

⇒【趣旨】設備設置場所として適していることを前提に、国の補助要綱と整合を取った形で整備できる施設とする。対象施設の除却がされないよう償却期間を設定。

5 補助の対象となる事業

次のいずれかの設備を設置する事業

① 太陽光発電設備＋蓄電池

② 熱利用設備（太陽熱又は地中熱）

※①と②の組み合わせも可能とします。

<補助要件>

- ・①の発電設備については、発電容量が（20 kW）であること。
- ・①については、発電設備と併せて蓄電池（15 kWh）を設置すること。
- ・②について、設備の作動に必要な非常用発電設備を有すること。

※ 電力は自家消費が基本で、固定価格買取制度による売電は不可。

⇒【趣旨】太陽光発電のみならず、千葉市で活用可能な再生可能エネルギーを広く対象とし、各主体が想定する災害時の活動に見合った選定を可能とする。

8 補助率・補助限度額

補助率	補助限度額
1／2以内	上限1500万円（原則）※

※ 太陽熱利用設備についてはパネル1㎡あたり10万円、また地中熱は冷暖房能力1kWあたり15万円を乗じて算出し、合計で1500万円以下とします。

⇒【趣旨】設備規模に見合った単位あたりの補助額を設定することで、費用対効果を担保する。上限は金額が過大にならないように提示。

11 応募後のスケジュール（予定） →詳細は【参考資料1】別紙2のとおり

補助対象者の決定と工事完了までの事務手続きの流れ（概要）

手続き	時期	申込者（申請者）	千葉市
事前相談	(H27年度) 7月上旬	事業の検討及び相談	相談受付
事業募集 応募	8月3日～ 10月上旬	事業応募	事業採択者の決定 専門委員会での審査
事業額の 審査 (年度内)	12月頃	事業額審査書提出 本申請準備（協定締結等）	交付上限金額の決定
事業実施 本申請	(H28年度) 4月上旬	交付申請	交付決定通知
工事開始	5月上旬	設計・工事の開始	
設備活用		操作訓練・避難訓練実施	適宜、協力
事業報告	2月末日	事業報告	補助金の交付

※ 補助金の交付申請（本申請）については平成28年4月以降の手続きとなります。
（審査をスムーズに進めるために、本申請前に交付額審査書をご提出いただきます。その際、基本設計書・詳細見積書等の提出が必要になります。）

※ 応募事業の審査は、別紙4「審査における着眼点」記載の項目を踏まえて事業の審査を行い、有識者等の助言を踏まえて、採否を決定します。

審査における着眼点 ←【参考資料1】別紙4のとおり

1 事業目的

- 避難所機能の強化を目的に再生可能エネルギーを導入する事業であるか。
- 再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の設置に当たっては、併せて蓄電池を導入するなど、昼夜を問わず施設において必要とされる最低限の機能を維持するための電力が確保できるものであるか。
- 災害時における発電設備の活用が望める体制作りがなされているか。

2 対象施設

- 平常時においても、基金事業により導入した再生可能エネルギーの有効な活用が図られるか。
- 設置する設備に係る耐用年数が経過するまでの間、設備が効果的に活用されることが見込まれるか。

※耐用年数…減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（12ページ参照）

- 災害時において公益性や地域防災力強化が望めるか。
- 防災力向上や環境負荷の低減のための独自の取組は妥当であるか。
- 自家発電設備が設置されているか。
(施設の重要度が同程度の場合、本事業では自家発電設備がない施設を優先)

3 対象事業者

- 経営状況が良好であるか。
- 補助事業の実施に必要な資金の調達能力が十分にあるか。
- 事業活動に当たり、法令等を遵守しているか。

4 実施内容

- 発電設備及び蓄電池を導入する場合は、発電設備の出力及び蓄電池の容量が、災害時等、電力供給が遮断された際に使用する電力を確保するために必要最低限の規模であるか。

5 その他

- 事業費当たりの二酸化炭素削減効果が十分見込まれるか。
- 事業実施年度の事業期間内に事業の完了が確実に見込まれるか。